

道路除排雪業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Internet Explorer 6.0 以上
オペレーティングシステム	Windows 2000 以上
その他（必要なソフト）	Acrobat Reader 7.0 以上

(2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(4) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(5) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

(6) 機械運転資格者基準

土木工事共通仕様書の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(7) 損料補正

委託契約において、新雪除雪に必要となる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

(8) 待機費

豪雪災害の警戒体制の移行に備え、監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

(9) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(10) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

(11) 運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合において、堆積

した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(12) 凍結防止工

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(13) 歩道除雪工

歩道上の雪を除く作業をいう。

(14) 安全処理工

雪庇処理及びつらら処理の作業をいう。

(15) 雪道巡回工

道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(16) 冬期対策施設工

スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」及び別紙2「道路除排雪業務委託数量明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働内容を入力するものとする。

3 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(出勤基準)

第4条 受注者は、次に掲げる基準等に基づき、発注者の指示により出勤し通行確保に努める。

(1) 車道除雪工の出勤基準

作業種類	出勤基準
新雪除雪 (初期除雪)	次のいずれかに該当する場合とする。 ① 降雪量5 cm程度で引続き降雪が予想される場合 ② 降雪量10 cm以上の場合 ③ 吹きだまりが生ずるおそれのある場合
路面整正	わだちの発生により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合

(2) 歩道除雪工の出勤基準

出勤基準	(ランクA) 降雪量が5 cm程度で、その後それ以上の降雪が予想される場合又は降雪量が10 cm以上の場合
------	--

	(ランク B・C) 歩道上の積雪深が 20 cmを上回っており、又はその後それ以上の降雪が予想される場合
--	---

(3) 運搬排雪工の出動基準及び作業区間

ア 出動基準

項目		内容
出動基準	歩道設置区間	市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がなく歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少や歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある場合
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある場合

イ 運搬排雪作業区間

項目		内容
作業区間	歩道設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がない区間 ② 歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少、歩行障害等が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある区間
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される区間 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある区間

(4) 凍結防止工の散布基準

ア 散布基準

路面凍結により通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

イ 作業種類

(ア) 凍結抑制剤散布

a 路上水分の凍結防止を目的とする場合

路上水分があり、かつ、気温が低下傾向にあり、3～2℃程度になった頃に散布する。

(イ) 凍結融解散布

a 圧雪を舗装面に付着させないことを目的とする場合

圧雪の剥離作業を容易にすることを目的にして、初期降雪又は降雪後に散布する。

b 雪を融解することを目的とする場合

プラウ除雪で作業できない薄く積もった雪の処理のため散布する。

- c プラウ作業後に残る、押し固められた薄雪融解を目的にする場合
日陰部分などでは融解が遅いので、融解促進のため散布する。

(ウ) 鏡面化防止散布

グレーダ等の路面製正後により生じる鏡面化路面について、交通に支障を及ぼす可能性があると考えられる場合、路面整正作業直後に散布する。

ウ 散布対象区間の設定

次に掲げる局部的に凍結しやすい区間又は交通障害の起こりやすい区間等を事前に散布対象区間として設定し、それ以外の区間と区分して散布の効率化を図る。

(ア) 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

- a 橋梁
- b 交差点及び横断歩道付近
- c 局部的に日陰となる区間
- d 曲線半径が小さく、又は見通しの悪いカーブ区間
- e トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入口付近
- f 急勾配又は長勾配の区間

(イ) 交通状況や地域条件により凍結抑制剤の散布を考慮する区間

- a 幅員が狭隘となる区間
- b 横風の強い区間
- c バス停付近
- d 沿道からの出入口の多い市街地
- e 工事規制区間

エ 散布量（標準的散布量）

- (ア) 凍結抑制の場合 20～30 g/m²程度（固形剤） 0.1 リットル/m²程度（溶液散布）
- (イ) 凍結融解の場合 20～40 g/m²程度（固形剤） 0.1 リットル/m²程度（溶液散布）

（作業目標等）

第5条 道路除排雪の作業目標は、次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその標準	除排雪目標
第1種	1000 台/日以上	2車線以上の幅員を確保し、原則として、異常降雪時以外においては、常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後5日以内に2車線の幅員を確保する。
第2種	500～1000 台/以上	原則として、2車線の幅員を確保する。状況によっては、1車線の幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の幅員を確保すること。
第3種	500 台/日以下	原則として、1車線の幅員で、必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

2 道路除排雪の除雪水準は、次のとおりとする。

(1) 車道除雪工

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	重要路線（都市間連絡道路、高速道路 I C、空港、医療施設その他重要公共施設等への連絡道路及びバス路線）は、2車線以上を確保し、かつ、原則として始発バス運行前までに完了する。
B	一般除雪	地域内生活路線で2車線を確保し、かつ、原則として早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として当日中に除雪を行う。

(2) 歩道除雪工

原則として、確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は 1.0m以上を標準とする。

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	通勤・通学路で、原則として、早朝除雪により通勤・通学時間帯以前に通行可能な状態を確保する。
B	一般除雪	Aランクの除雪作業終了後に除雪作業を行い、原則として、早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として、当日中に除雪を行う。

(作業)

第6条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出勤基準により出勤し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに作業を開始し、作業の完了後、監督職員に作業状況を報告するものとする。

3 受注者は、異常時であって別紙2記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。

4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17:00～20:00は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5:00～8:00は夜間作業の所定時間外とする。)

(除排雪計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 待機に関する事。
- (4) 安全管理に関する事。

(安全管理)

第8条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
 - (2) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
 - (3) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
 - (4) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
 - (5) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。
- 2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第9条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第10条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

- (1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態に従事したことがあること。
 - ア 運転員
 - イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第11条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。

- 2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。
- 3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第12条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と交通確保状況を監督職員に報告するものとする。

(業務委託の完了報告及び完了確認)

第13条 受注者は、業務委託が完了したときは、発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを提出するものとする。

(1) 機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合

道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）

(2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合

人力除雪業務完了報告書（様式第2号）

(3) 巡回の場合

道路巡回業務完了報告書（様式第3号）

3 受注者は、第6条第1項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。

4 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。

5 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。

6 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第14条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書（様式第4号）に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

(1) 機械除雪の場合

道路除排雪業務実績調書（様式第5号）

(2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合

人力除雪業務実績調書（様式第6号）

(3) 砂散布の場合

砂散布業務実績調書（様式第7号）

(4) 凍結抑制剤散布の場合

凍結抑制剤散布実績調書（様式第8号）

(5) 巡回の場合

道路巡回業務月報（様式第9号）

(除雪機械の損料補正)

第15条 当初契約時点においては、除雪機械の損料補正を行わないこと。ただし、実稼働時間が標準稼働時間と著しく異なる場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 損料補正対象期間

損料補正の対象期間（以下、「対象期間」という。）は、12月1日から2月28日までの90日間とする。

(2) 損料補正

2月末時点で、対象期間における実運転時間当たり供用日数が、標準の運転日数（稼働日数から他業務に従事した日数を減算した日数をいう。）と比べて20%以上の増減がある場合は、損料を補正するものとする（別紙3「除雪機械の損料補正（計算例）」を参照すること）。

なお、対象期間外の運転時間は考慮しないものとする。

(3) 対象機械

損料補正の対象機械は、原則として、次に掲げる機種種の借上機械の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪ドーザ

イ 除雪グレーダ

ウ ロータリ除雪車

エ 小型ロータリ除雪車

オ ハンドガイド

カ トラクタショベル

(4) 損料補正対象期間中の取扱い

対象機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、対象期間中は、原則として、他の業務に無断で使用することができないものとする。ただし、他の自治体の除排雪業務その他工事等で使用する場合には、監督職員に書面で報告し、その承認を得るものとし、その使用期間については、対象期間の日数を補正するものとする。

(待機費)

第16条 待機費については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 待機期間

待機期間は、12月1日から2月28日までの間で、次に掲げる気象情報が発令された日に待機が必要と判断された場合であって、監督職員の指示により夜間待機（20時から翌日8時まで）を行ったときを対象とする。

ア 大雪特別警報

イ 暴風雪特別警報

ウ 大雪警報

エ 暴風雪警報

オ 大雪注意報

(2) 待機対象機械及び待機人員

ア 待機する人員及び対象機械の決定

原則として、車道除雪の除雪水準A又はBランクの新雪除雪によるもので、次に掲げる機種の中から発注者と受注者の協議により決定するものとし、その機種に配置される人員と世話人1名で待機補償費を算出するものとする。

- (ア) 除雪トラック
- (イ) 除雪グレーダ
- (ウ) 凍結抑制剤散布車
- (エ) その他車道新雪除雪を行っている機種

イ アにより決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ウ 待機の開始及び終了報告は、システムで行うものとし、道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）に、待機を証明する写真を添付し提出するものとする。

- (3) 気象情報発令時で急激な天候の変化等により、受注者が必要と判断し、監督職員の指示がない場合において待機したときは、前号ウと同様に完了報告書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(その他)

第17条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 車道除雪

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道342号	一関市巖美町 須川 ~ 一関市巖美町 真湯	14.9km	-	-	-
	~	14.9km			

道路除排雪業務委託数量明細書

種別 車道除雪

除排雪機械名	規格	台数	運転員の人数	機械区分	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8:00～17:00	17:00～20:00	20:00～5:00		5:00～8:00
ロータリ除雪車 ホイール2ステージ型	250ps	1	1	貸与	時間	80				
ロータリ除雪車 ホイール2ステージ型	250ps	1	1	貸与	時間	80				
除雪ドーザ ホイール型	11t	1	1	貸与	時間	80				
除雪ドーザ クローラ型	15t	1	1	借上げ	時間	80				
バックホウ クローラ型	0.8(0.6)m ³	1	1	借上げ	時間	80				

- (注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。
 2 機械除雪の数量は、昼間(8:00～17:00)、(17:00～20:00)及び夜間(20:00～5:00)、(5:00～8:00)に区分し、単位は時間とする。
 3 借上げ機械の場合は、自社又はリース機械とする。

種別 交通安全施設等

除排雪機械名	規格	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
		単位	昼間		夜間		
			8:00～17:00	17:00～20:00	20:00～5:00		5:00～8:00
ガードレール取付	Gr-c	m	721				
ガードケーブル取付	Gc-C	m	8883				
標識板取付	警戒標識等	基	54				
視線誘導標取付		本	192				
道路反射鏡取付		面	72				
スノーボール取外し		本	356				

業務委託関係出力調書一覧表

委託業務名	委託業務別出力調書	共通出力調書
車道除雪	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)	請求書(様式第4号)
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)	

道路除排雪業務完了報告書

住 所
受 注 者
氏 名

													出動の指示	甲の指示者氏名		
作業年月日	路線名					区間					延長	除排雪機械名	天候	気温		
						～						km				
						～						km				
						～						km				
						～						km				
						～						km				
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
	20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間内(8h～5h) 所要時間外(5h～8h)		
運転時間																
オペ待ち時間																
世話役待ち時間																
休憩時間																
監督名																
オペレーター																
降雪深	場所														サービス アワー } タコ } メーターの読み	走行距離の読み
	降雪深	cm														
作業内容等			消耗品等補給量	カッティングエッジ	組	A 始業時										
			消耗品等補給量	スカリファイカー爪	本	B 終業時										
			消耗品等補給量	タイヤ	本	C = B - A										
修理又は整備内容等			消耗品等補給量	シャーペン	本	燃料補給量										
						ガソリン	L		軽油		L					
						確認者	職		氏名		印					

※) 世話役の待機業務は、様式1-1・待機業務(世話役)完了実績調書により報告のこと。

様式第4号

平成 年 月 日

岩手県知事（公所長） へ

受注者 住所
氏名

請求書

次のとおり請求します。

請求金額	金 円 ()
委託業務の名称	
委託業務の実施 場 所	
業務委託料	円

前回までの受領済額の内訳

前金払	金 円	第3回	金 円
第1回	金 円		
第2回	金 円	計	金 円

振込先金融機関名

銀行 店 預金 口座番号

(注) 請求金額欄の()には、請求の別を前金払又は精算払と表示すること。

道路除排雪業務実績調書

住所
受注者
氏名

月日	路線名	区間	除雪区分	除雪延長 km	交通確保延長 km	機械名 稼働時間 (hr)				摘要
						昼間作業		夜間作業		
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計						A	B	C	D	

(注) 機械毎に別葉すること。

施工条件一覧表

本工事における施工条件として、下記に定める事項を明示する。

- ・明示した場合は、□内に○、しない場合は□内に×

【桃色着色箇所：ほぼ全ての工事で明示が必要、水色着色箇所：適宜必要に応じ明示が必要】

- ・また、明示した場合は、() の該当する図書にチェックを付け、特記仕様書に明示する場合には、該当する特記仕様書のシートを添付すること。

○	1. 適用範囲 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
○	2. 工程関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
○	3. 施策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
○	4. 使用材料の品質規格等 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設計書 ・ <input type="checkbox"/> 図面 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	5. 検査（確認を含む）及び立会 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	6. 用地関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
○	7. 公害関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 設計書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
○	8. 安全対策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 設計書 ・ <input type="checkbox"/> 図面 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	9. 工事用道路対策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 図面 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	10. 仮設備対策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 設計書 ・ <input type="checkbox"/> 図面 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	11. 建設副産物関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 設計書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	12. 工事支障物件等関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 図面 ・ <input type="checkbox"/> その他)
×	13. 薬液注入関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> その他)
○	14. その他 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 ・ <input type="checkbox"/> 設計書 ・ <input type="checkbox"/> 図面 ・ <input type="checkbox"/> その他)

平成 29 年度

一般国道342号

須川地区春先道路除雪等業務委託

特 記 仕 様 書

一関市巖美町須川地内

県南広域振興局土木部一関土木センター

第1条 適用範囲

- 本特記仕様書は、**一般国道342号須川地区春先道路除雪等業務委託**
(以下「本工事」という。)に適用する。
- 本特記仕様書に記載のない事項については「共通仕様書（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）
〔平成28年度以降、岩手県県土整備部〕」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする
- 本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

第2条 工程関係

1 工期

- ・本工事の工期は、以下による。

全体工期	平成30年5月31日	日間	※全体工期＝余裕期間+実工期
うち余裕期間	0	日間	
うち実工期	平成30年5月31日	日間	

- ・実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものである。

※参考 連休等

ゴールデンウィーク	4月29日	から	5月5日	7日間
お盆休暇	8月13日	から	8月16日	4日間
お正月休暇	12月29日	から	1月3日	6日間

2 債務負担工事

- ・本工事は、2年債務である。

対象の有無

有

3 余裕期間の設定

- ・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

- ・本工事の余裕期間及び実工期の始期日(工事開始日)は以下のとおりとする。

余裕期間：契約書に定める工期の始期日から	日間	※いずれも工期の始期日を含めて数えた日数とする。
工事開始日：契約書に定める工期の始期日から	日目	

- ・余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- ・工事実績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
- ・工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- ・工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- ・工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- ・工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
- ・工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。
- ・その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、以下によるものとする。

<http://www.pref.iwate.jp//kensetsu/nyuusatsu/sekkei/052129.html>

《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒「余裕期間」設定について》

対象の有無

無

<p>4 完全週休2日制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、当該現場(場場事務所等を含む。)を毎週2日完全閉所とし、一切の作業は行わないことを受注者が選択できる、完全週休2日制を推進する工事である。 なお、完全週休2日制に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。 ・完全週休2日制への取組状況や効果・課題等を把握するため、アンケート調査等を実施する。 ・完全週休2日制に取り組んだ受注者については、県のホームページ等で公表する場合がある。 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>						
<p>5 関連する他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連して本工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 <table border="1" data-bbox="268 600 1200 685"> <thead> <tr> <th>影響を受ける箇所</th> <th>他工事の内容</th> <th>影響を受ける時期(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	影響を受ける箇所	他工事の内容	影響を受ける時期(予定)				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
影響を受ける箇所	他工事の内容	影響を受ける時期(予定)					
<p>6 特定される施工時期等による制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定される施工時期等による制限の有無 <table border="1" data-bbox="268 853 1200 938"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>施工方法</th> <th>時期・時間(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	施工方法	時期・時間(予定)				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
工事内容	施工方法	時期・時間(予定)					
<p>7 関係機関等との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との協議の有無 <table border="1" data-bbox="268 1043 1200 1128"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>協議内容</th> <th>協議成立見込時期(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	協議内容	協議成立見込時期(予定)				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
工事内容	協議内容	協議成立見込時期(予定)					
<p>8 関係機関等協議結果による条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との協議結果による条件の有無 <table border="1" data-bbox="268 1234 1200 1319"> <thead> <tr> <th>影響項目</th> <th>影響範囲等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	影響項目	影響範囲等			<p>対象の有無</p> <p>無</p>		
影響項目	影響範囲等						
<p>9 工事着手前の事前調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との協議の有無 <table border="1" data-bbox="268 1424 1200 1509"> <thead> <tr> <th>調査内容</th> <th>調査時期</th> <th>移設時期(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	調査内容	調査時期	移設時期(予定)				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
調査内容	調査時期	移設時期(予定)					
<p>10 工事一時中止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書別記第20条に基づき、工事を一時中止する場合の取扱いは、「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」(平成28年7月岩手県県土整備部)によることとする。 ・詳細については、以下のホームページ「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/031282.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒工事の一時中止に係るガイドライン(案)の策定について》 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>						

第3条 施策関係		対象の有無										
1 下請調書及び建設資材調書 <ul style="list-style-type: none"> 下請調書及び建設資材調書は、以下のホームページ「（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について」により、様式（電子データ）をダウンロードし、必要事項の入力を行うものとする。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005597.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について》 下請調書及び建設資材調書の提出は、紙で出力した下請調書及び建設資材調書に捺印したもの、及び入力済み電子データの両方を監督職員に提出するものとする。 電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。 		有										
2 低入札工事における品質管理の強化 【予定価格（税込み）が1,000万円以上】 <ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。 また、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するとともに、工事履行報告書の提出時に工程管理曲線（出来高累計曲線入り）を提出するものとする。 【予定価格（税込み）が250万円以上1,000万円未満】 <ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査制度による制度適用価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。 		対象の有無										
		無										
		対象の有無										
		無										
3 工事現場のイメージアップ <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の具体的なイメージアップを実施する工事である。 イメージアップについては、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書を作成して提出するものとする。 イメージアップの実施状況等の写真を、完成書類に添付するものとする。 イメージアップの内容については、原則として各項目ごとに1内容ずつ（いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とする。 イメージアップに係る経費の積算及び設計変更の扱いについては、積算基準による。 <table border="1" data-bbox="292 1440 1182 1861"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）, 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）, 3. 避暑・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域とのコミュニケーション</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び監理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	仮設備関係	1. 用水・電力の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）, 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）, 3. 避暑・防寒対策	地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び監理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献		対象の有無
	項目	内容										
仮設備関係	1. 用水・電力の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減											
営繕関係	1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）, 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等											
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）, 3. 避暑・防寒対策											
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び監理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献											
		無										

<p>4 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、電子納品の対象工事とする。 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン及び国が策定している電子納品要領・基準等に基づいて作成した電子データを指す。 本工事における電子納品の実施区分は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="319 369 1181 436"> <tr> <td></td> <td>本工事は、電子納品を「義務」として実施する。</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</td> </tr> </table> <p>※いずれかに「○」を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="319 492 1181 1064"> <tr> <td colspan="2">【共通】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>擁壁工(高さ5.0m以上)、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>函渠工(内空25m²以上)、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>橋梁上部工、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>橋梁下部工、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>杭基礎、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>グラウトアンカー、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ロックボルト</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【道路・街路】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>トンネル、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>落石防止柵、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>雪崩防止柵、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>電線共同溝、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>消融雪設備、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>道路情報盤、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ロック(スノー)シート、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ロック(スノー)シェルター</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【河川】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>堰(高さ3.0m以上)、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>水門、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>樋門(高さ3.0m以上)、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>海岸構造物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【砂防】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>砂防堰堤、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>床固工、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>地すべり施設、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>急傾斜施設(高さ2.0m未満を除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【下水道】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>管路、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>処理場・ポンプ場</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【港湾】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>航路、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>泊地、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>船たまり、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>防波堤、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>防砂堤、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>導流堤、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>護岸、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>岸壁、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>物揚場、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>棧橋、</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>係船杭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【その他】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>[]</td> </tr> </table> <p>※岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> このほか、土木工事共通特記仕様書第1編1-1-8の規定によるものとする。 		本工事は、電子納品を「義務」として実施する。	○	本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。	【共通】		<input type="checkbox"/>	擁壁工(高さ5.0m以上)、	<input type="checkbox"/>	函渠工(内空25m ² 以上)、	<input type="checkbox"/>	橋梁上部工、	<input type="checkbox"/>	橋梁下部工、	<input type="checkbox"/>	杭基礎、	<input type="checkbox"/>	グラウトアンカー、	<input type="checkbox"/>	ロックボルト	【道路・街路】		<input type="checkbox"/>	トンネル、	<input type="checkbox"/>	落石防止柵、	<input type="checkbox"/>	雪崩防止柵、	<input type="checkbox"/>	電線共同溝、	<input type="checkbox"/>	消融雪設備、	<input type="checkbox"/>	道路情報盤、	<input type="checkbox"/>	ロック(スノー)シート、	<input type="checkbox"/>	ロック(スノー)シェルター	【河川】		<input type="checkbox"/>	堰(高さ3.0m以上)、	<input type="checkbox"/>	水門、	<input type="checkbox"/>	樋門(高さ3.0m以上)、	<input type="checkbox"/>	海岸構造物	【砂防】		<input type="checkbox"/>	砂防堰堤、	<input type="checkbox"/>	床固工、	<input type="checkbox"/>	地すべり施設、	<input type="checkbox"/>	急傾斜施設(高さ2.0m未満を除く)	【下水道】		<input type="checkbox"/>	管路、	<input type="checkbox"/>	処理場・ポンプ場	【港湾】		<input type="checkbox"/>	航路、	<input type="checkbox"/>	泊地、	<input type="checkbox"/>	船たまり、	<input type="checkbox"/>	防波堤、	<input type="checkbox"/>	防砂堤、	<input type="checkbox"/>	導流堤、	<input type="checkbox"/>	護岸、	<input type="checkbox"/>	岸壁、	<input type="checkbox"/>	物揚場、	<input type="checkbox"/>	棧橋、	<input type="checkbox"/>	係船杭	【その他】		<input type="checkbox"/>	[]	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
	本工事は、電子納品を「義務」として実施する。																																																																																												
○	本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。																																																																																												
【共通】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	擁壁工(高さ5.0m以上)、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	函渠工(内空25m ² 以上)、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	橋梁上部工、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	橋梁下部工、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	杭基礎、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	グラウトアンカー、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	ロックボルト																																																																																												
【道路・街路】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	トンネル、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	落石防止柵、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	雪崩防止柵、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	電線共同溝、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	消融雪設備、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	道路情報盤、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	ロック(スノー)シート、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	ロック(スノー)シェルター																																																																																												
【河川】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	堰(高さ3.0m以上)、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	水門、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	樋門(高さ3.0m以上)、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	海岸構造物																																																																																												
【砂防】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	砂防堰堤、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	床固工、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	地すべり施設、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	急傾斜施設(高さ2.0m未満を除く)																																																																																												
【下水道】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	管路、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	処理場・ポンプ場																																																																																												
【港湾】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	航路、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	泊地、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	船たまり、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	防波堤、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	防砂堤、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	導流堤、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	護岸、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	岸壁、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	物揚場、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	棧橋、																																																																																												
<input type="checkbox"/>	係船杭																																																																																												
【その他】																																																																																													
<input type="checkbox"/>	[]																																																																																												
<p>5 情報共有システム (ASP) の利用について</p> <p>(※ASP:Application Service Provider)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事を、情報共有システムの利用について受発注者間で協議を行う工事とする。 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで業務の効率化を図るものをいう。 契約後、利用について別紙1により協議すること。 利用する情報共有システムは国土交通省から平成26年7月に発出された「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 4.0) 【要件編】」の要件を満たすシステムとする。 (参考URL) http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/ なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成26年7月)を満足した状態で実施すること。 (参考URL) http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000266.html 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨 ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨 ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費(技術管理費)の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>																																																																																												

6 新技術等の活用の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に先立ち、本工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に報告するものとする。 ・ 新技術等の活用が、設計図書の記載事項の変更に係る場合は、監督職員と協議するものとする。 ・ 新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを行うものとする。 なお、調査結果については、工事名・受注者名とともに公表する場合がある。 ・ 岩手県新技術等活用促進事業の詳細については、以下のホームページ「岩手県新技術等活用促進事業」を参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/shingijutsu/005466.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒新技術・経営革新⇒新技術等活用促進事業》 	対象の有無
	無

7 再生資源利用認定製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用認定製品の利用促進の有無 ・ 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品は除くものとする。 ・ 以下の資材を利用する場合は、再生資源利用認定製品を利用するよう努めるものとする。 ・ 詳細については、以下のホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」を参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kankyou/seisaku/nintei/index.html 《岩手県トップページ⇒くらし・環境⇒環境⇒環境政策⇒岩手県再生資源利用認定製品》 【参考】 <table border="1" data-bbox="293 1081 1182 1321"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	資材名	規格	備考																対象の有無
	資材名	規格	備考																
無																			

8 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品 <ul style="list-style-type: none"> ▪ プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用するものとする。 ▪ 製品に用いる溶融スラグの品質規格は、JIS A 5031に適合しているものとする。 ▪ 溶融スラグ入り製品が供給されない等、溶融スラグ入り製品を使用できない場合は、その理由を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を監督職員に提出すること。 ▪ 本工事で使用できる溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品類は、以下のとおり。 	対象の有無																																													
	無																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>資材名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>水路式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>鉄筋コンクリート水路類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>排水フリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ベンチフリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界ブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界付き落蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>積みブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>インターロッキングブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>舗装用コンクリートブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他</td><td></td></tr> </tbody> </table>	使用区分	資材名	備考	<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類		<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	水路式側溝類		<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類		<input type="checkbox"/>	排水フリューム類		<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類		<input type="checkbox"/>	積みブロック類		<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類		<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類		<input type="checkbox"/>	その他		
使用区分	資材名	備考																																												
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	水路式側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類																																													
<input type="checkbox"/>	排水フリューム類																																													
<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類																																													
<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	積みブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	その他																																													
9 災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いたレディミキストコンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▪ レディミキストコンクリートについては、極力災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いた製品を優先して使用するものとする。 ▪ 品質規格は、JIS A 5308に適合しているものとする。 	対象の有無																																													
	無																																													
10 設計・施工技術検討会（三者協議）について <ul style="list-style-type: none"> ▪ 本工事は、設計の意図及び目的の的確な伝達と反映、工事施工段階における必要な設計変更の内容を確定するとともに、その対応を協議する「設計・施工技術検討会」を設置する対象工事である。 ▪ 受注者は、「共通仕様書第1編1-1-1-3（設計図書の照査等）」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出する。 ▪ 開催回数は、原則1回とするが、発注者が必要と認めた場合は複数の開催ができるものとする。 ▪ 対象「無」の場合においても受注者から実施の申し出を行うことができる。 	対象の有無																																													
	無																																													

<p>11 設計変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計変更については、工事請負契約書別記第18条～第24条及び共通仕様書第1編1-1-1-13～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（岩手県県土整備部）によることとする。 詳細については、以下のホームページ「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005372.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒工事請負契約における設計変更ガイドライン》 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>12 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、現場に快適トイレを設置することを原則とする。 快適トイレの標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/017653.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒快適トイレの導入》 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>13 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を利用することができる。 詳細については、以下のホームページ「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」を参照すること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/052782.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒デジタル工事写真の小黑板情報電子化について》 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>14 若手技術者・女性技術者の登用に関するアンケート調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手技術者（契約日において40歳以下の者）及び女性技術者を、主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかとして配置した工事については、若手技術者・女性技術者の登用を促す上での課題等を把握するため、アンケート調査等を実施する場合がある。 アンケート調査等の結果については、県のホームページ等で公表する場合がある。 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>

第4条 使用材料の品質規格等

1 レディーミクストコンクリート

・無筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
<input type="checkbox"/>	普通	急傾斜地崩壊対策工用(基礎工、擁壁工、コンクリート張工)(ポンプ車打設)、均コンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水柵、石積(張)・ブロック積(張)の胸込・裏込、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インパート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック、親柱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	18-8-40	60	
<input type="checkbox"/>		トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	18-15-40	60	270
<input type="checkbox"/>		海岸構造物、消波ブロック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	18-8-40	55	
<input type="checkbox"/>		砂防堰堤(堤体、側壁、水叩)、枠張工、床固工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	18-5-40	60	
<input type="checkbox"/>		同上(堤冠部)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	21-5-40	60	
<input type="checkbox"/>		水中コンクリート(場所打杭を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	30-15-40	50	370
<input type="checkbox"/>							

・鉄筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
<input type="checkbox"/>	普通	急傾斜地崩壊対策工用(法枠工)、側溝蓋、函渠、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	21-8-40	55	
<input type="checkbox"/>		同上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	21-8-25	55	
<input type="checkbox"/>		同上(海水の影響を受ける構造物)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	21-8-40	45	300
<input type="checkbox"/>		同上(同上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	21-8-25	45	330
<input type="checkbox"/>		橋梁下部、擁壁、函渠、樋門(管)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24-8-40	55	
<input type="checkbox"/>		同上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24-8-25	55	
<input type="checkbox"/>		ラーメン構造物($\sigma_{ca}=7.8N/mm^2$)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、剛性防護柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24-8-25	55	
<input type="checkbox"/>		深礎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24-8-40	55	
<input type="checkbox"/>		非合成桁床版(地覆含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24-8-25	55	300
<input type="checkbox"/>		リバース杭、ベント杭	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	30-18-40	55	350
<input type="checkbox"/>		同上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	30-18-25	55	350
<input type="checkbox"/>			H	N			
<input type="checkbox"/>		PC橋(横桁、床版)、合成桁床版(地覆含む)、プレテンI桁中詰、PCホロースラブ中詰	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	30-8-25	55	
<input type="checkbox"/>		PCラーメン、オールステーキングによる場所打ホステン桁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	36-8-25	55	
<input type="checkbox"/>		ポステン主桁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	40-8-25	55	
<input type="checkbox"/>							

・コンクリート舗装

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
<input type="checkbox"/>	舗装	コンクリート舗装	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	曲げ4.5-2.5-40	—	
<input type="checkbox"/>		同上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	曲げ4.5-6.5-40	—	

※N:普通ポルトランドセメント、H:早強ポルトランドセメント、BB:高炉セメントB種

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。

※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex.最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※塩害対策の対象となる場合は、別途考慮する。

<p>① 上記以外の使用コンクリート（現場練・セメントモルタル・吹付けコンクリート等）の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり面用吹付けコンクリート等の配合は以下を参考とし、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 <p>【参考】配合の目安（モルタル及びコンクリート吹付）</p> <table border="1" data-bbox="236 383 874 577"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント量 (kg/m³) C</th> <th>水セメント比 W/C (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル吹付</td> <td rowspan="2">360~420</td> <td rowspan="2">45~60</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) レディーミクストコンクリート以外の場合は、「練混ぜ水の水質試験」を実施するものとする。</p>		セメント量 (kg/m ³) C	水セメント比 W/C (%)	モルタル吹付	360~420	45~60	コンクリート吹付	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
	セメント量 (kg/m ³) C	水セメント比 W/C (%)						
モルタル吹付	360~420	45~60						
コンクリート吹付								
<p>② テストハンマーによる強度推定調査の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のコンクリート構造物については、テストハンマーによる強度推定調査を行い、別紙「強度推定調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】 「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照 <table border="1" data-bbox="236 860 1185 1003"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対象構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	対象構造物					<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
工 種	対象構造物							
<p>③ ひび割れ発生状況の調査の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のコンクリート構造物については、ひび割れ発生状況の調査を行い、別紙「ひび割れ調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】 「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照 <table border="1" data-bbox="236 1198 1185 1346"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対象構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	対象構造物					<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
工 種	対象構造物							
<p>④ 建設資材の品質記録保存業務実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の構造物に使用する材料については、「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（共通仕様書Ⅲ参考資料）」に基づく品質記録を作成するものとする。 <table border="1" data-bbox="236 1509 1185 1653"> <thead> <tr> <th>対象構造物</th> <th>対象材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対象構造物	対象材料					<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
対象構造物	対象材料							
<p>⑤ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバートを対象とする（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））。 <p>「共通仕様書（Ⅱ）出来形管理基準及び規格値 1 共通編 3 無筋・鉄筋コンクリート 7 鉄筋」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、以下のホームページ「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 H24.3 国土交通省大臣官房技術調査課」を参照すること。 <p>http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>							

第4条 使用材料の品質規格等

2 アスファルト混合物			対象の有無
			無
使用区分	アスファルト合材名		使用箇所
<input type="checkbox"/>	①	再生 粗粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン (13)	
<input type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン (20F)	
<input type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	再生 細粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>		再生 瀝青安定処理 (20)	
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	①	粗粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン (13)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン (20F)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	細粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>		瀝青安定処理 (20)	
<input type="checkbox"/>	⑧	密粒度ギャップアスコン (13F改質Ⅰ型)	
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (20改質Ⅱ型)	
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (13F改質Ⅱ型)	
※「改質型」は、新材の使用を標準とする。			
① 上記以外の使用アスファルト合材の有無			対象の有無
使用区分	アスファルト合材名		使用箇所
② 道路舗装カードの提出の有無			対象の有無
・ 工事完成後は別紙「道路舗装カード」に記入のうえ、監督職員に提出するものとする。			無

第4条 使用材料の品質規格等

3 石材類				対象の有無
使用区分	材料名	規 格	適用箇所	無
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂（洗）		
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砕石 15 ~ 5mm		
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂利 径 15 ~ 5mm		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-80		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-50		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-40		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-25		
<input type="checkbox"/>	粒度調整砕石	M-40		
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-80		
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-50		
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-40		
<input type="checkbox"/>	栗石	50 ~ 150 mm		
<input type="checkbox"/>	割栗石	50 ~ 150 mm		
<input type="checkbox"/>	割詰石	150 ~ 200 mm		
<input type="checkbox"/>	雑割石	150 ~ 200 mm		
<input type="checkbox"/>	山砂（不洗）			
<input type="checkbox"/>	岩ズリ	CBR 以上		
① 上記以外の使用材料の有無				
	材料名	規 格	適用箇所	無
4 鉄筋				対象の有無
使用区分	材料名	規 格	適用工種	無
<input type="checkbox"/>	丸鋼 SR235	φ		
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD295A	D		
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD345	D		

第5条 検査（確認を含む）及び立会

1 立会 ・ 共通仕様書第3編3-1-1-6に指定された工種以外に、監督職員の立会のうえ施工すべき工種の有無 [※監督技術基準の「施工状況把握一覧」等を参考に明示するもの。]	対象の有無														
	無														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 40%;">立会時期</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	工 種	立会時期	備 考											
工 種	立会時期	備 考													
2 段階確認 ・ 共通仕様書第3編3-1-1-6に指定された工種以外に、追加する工種の有無	対象の有無														
	無														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 40%;">工事段階</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	工 種	工事段階	備 考											
工 種	工事段階	備 考													
3 中間技術検査 ・ 検査員の中間技術検査を受けるべき工種（または構造物名）の有無 ・ 検査時には、土木工事共通特記仕様書第3編3-1-1-8に定める図面を提出すること。 ※中間技術検査は、施工途中において、完成時に出来形・品質を確認できなくなる部分等、主要な工事段階の区切りにおいて行うものである。 [例：債務負担行為（工事期間が24ヶ月以上にわたるもの）の年度毎の検査、道路改良後すぐに舗装を施工する必要がある場合、橋梁下部・上部同時に施工する場合、等]	対象の有無														
	無														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 40%;">工事段階</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	工 種	工事段階	備 考											
工 種	工事段階	備 考													
4 指定部分検査 ・ 検査員の指定部分検査を受けるべき工種（または構造物名）の有無 ※指定部分検査は、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分の完了を確認するための検査である。 [例：道路供用開始が決まっているとき等、引渡しが必要な場合、等]	対象の有無														
	無														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 40%;">工事段階</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	工 種	工事段階	備 考											
工 種	工事段階	備 考													

第6条 用地関係									
1 工事用地等の制限 ・ 工事用地等の未処理による制限の有無 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">未 処 理 箇 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処 理 見 込 時 期</td> <td></td> </tr> </table>	未 処 理 箇 所		処 理 見 込 時 期		対象の有無				
	未 処 理 箇 所								
	処 理 見 込 時 期								
無									
2 使用後の復旧条件 ・ 工事用地等の使用終了後の復旧条件の有無 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">内</td> <td style="width: 50%;">容</td> </tr> </table>	内	容	対象の有無						
	内	容							
	無								
3 工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定 ・ 工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定の有無 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">場 所 ・ 範 囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 期 ・ 期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 条 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復 旧 方 法 等</td> <td></td> </tr> </table>	場 所 ・ 範 囲		時 期 ・ 期 間		使 用 条 件		復 旧 方 法 等		対象の有無
	場 所 ・ 範 囲								
	時 期 ・ 期 間								
	使 用 条 件								
	復 旧 方 法 等								
無									
4 仮設ヤードの指定 ・ 仮設ヤード（桁製作ヤード）の指定の有無 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">場 所 ・ 範 囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 期 ・ 期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 条 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復 旧 方 法 等</td> <td></td> </tr> </table>	場 所 ・ 範 囲		時 期 ・ 期 間		使 用 条 件		復 旧 方 法 等		対象の有無
	場 所 ・ 範 囲								
	時 期 ・ 期 間								
	使 用 条 件								
	復 旧 方 法 等								
無									

第7条 公害関係

1 公害防止のための制限

- ・騒音・振動防止のための施工方法等の制限の有無
- ・粉塵防止のための施工方法等の制限の有無
- ・排出ガス防止のための施工方法等の制限の有無
- ・その他、公害防止のための施工方法等の制限の有無

施 工 方 法	
建 設 機 械 ・ 設 備	一般工事用建設機械8機種
作 業 時 間	

対象の有無

無

無

有

無

2 水替・流入防止施設

- ・水替・流入防止施設設置の公害防止対策の有無

施 設 内 容	
設 置 期 間	

対象の有無

無

3 濁水・湧水等の処理条件

- ・濁水・湧水等の処理条件の有無

処 理 施 設	
処 理 条 件 等	

対象の有無

無

4 事業損失防止

- ・事業損失防止のための事前・事後調査の有無

調 査 項 目	
事 前 ・ 事 後	
調 査 時 期	
調 査 方 法	
調 査 範 囲	

対象の有無

無

第8条 安全対策関係

1 交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の計上の有無 ・交通誘導警備員数については、以下のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署との打合せの結果または条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。						対象の有無																		
						無																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">配置場所</th> <th style="width:10%;">配置員数</th> <th style="width:15%;">編制</th> <th style="width:15%;">総配置員数</th> <th style="width:10%;">昼夜別</th> <th style="width:10%;">交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線名：</td> <td></td> <td>検定合格者：</td> <td></td> <td>昼</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他：</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							配置場所	配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無	路線名：		検定合格者：		昼	無			その他：			
配置場所	配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無																			
路線名：		検定合格者：		昼	無																			
		その他：																						
2 近接工事 ・近接する工事での施工方法、作業時間等の制約の有無						対象の有無																		
	施工方法制限					無																		
	作業時間制限					無																		
	その他					無																		
						無																		
						無																		
						無																		
鉄道 ガス 電気 電話 上水道 下水道 文化財 その他（ ）																								
3 防護施設等 ・危険要因に対する防護施設等の有無						対象の有無																		
	施設内容					無																		
						無																		
						無																		
						無																		
落石 雪崩 土砂崩壊 補強が必要な既存構造物																								
4 発破作業等の制限 ・発破作業等の保安設備・要員の配置の有無						対象の有無																		
						無																		
	設備・要員内容																							
制限内容																								
5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策 ・換気設備等の設置の有無						対象の有無																		
						無																		
	設備内容					無																		
						無																		
有毒ガス 酸素欠乏 その他																								

<p>6 積載超過防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 積載超過防止対策の有無 <p>① 土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>② 過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材を購入しないこと。</p> <p>③ 積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、 「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。</p> <p>④ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」 (以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、 同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を含む。</p> <p>⑤ 下請け契約の相手方または資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に 欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させ た者を排除すること。</p>	対象の有無
	有
<p>7 簡易信号機</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 簡易信号機の使用の有無 <p>▪ 簡易信号機を使用する場合には、設置位置、全赤設定時間（両方の信号が赤表示にな っている時間）が確認できる書類、写真等を添付した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を提出し、事前に監督職員の承諾を得ること。</p> <p>▪ 簡易信号機について、道路管理者及び所管警察署との打合せ結果、使用することにな った場合も、上記と同様の取扱とする。</p>	対象の有無
	無

第9条 工事中道路対策関係

<p>1 一般道路の搬入路使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入経路の指定の有無 <table border="1"> <tr> <td>搬入経路指定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用制限等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用中の処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用後の処置</td> <td></td> </tr> </table>	搬入経路指定		使用制限等		使用中の処置		使用後の処置		対象の有無		
	搬入経路指定										
	使用制限等										
	使用中の処置										
	使用後の処置										
	無										
<p>2 仮設道路の設置条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設道路設置条件等の有無 <table border="1"> <tr> <td>仮設道路設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全施設内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全施設設置期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事終了後の処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持・補修内容</td> <td></td> </tr> </table>	仮設道路設置		安全施設内容		安全施設設置期間		工事終了後の処置		維持・補修内容		対象の有無
	仮設道路設置										
	安全施設内容										
	安全施設設置期間										
	工事終了後の処置										
	維持・補修内容										
	無										

第10条 仮設関係

1 任意仮設 ・任意仮設工の有無 任意仮設は以下のとおりとするが、受注者は契約後速やかに具体の仮設方法を立案し、発注者へ提出すること。	対象の有無																																		
	無																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">工種</th> <th style="width: 16.6%;">種別</th> <th style="width: 16.6%;">細別</th> <th style="width: 16.6%;">単位</th> <th style="width: 16.6%;">数量</th> <th style="width: 16.6%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						工種	種別	細別	単位	数量	備考																							
工種	種別	細別	単位	数量	備考																														
2 指定仮設 ・指定仮設工の有無 指定仮設は以下のとおりとする。	対象の有無																																		
	無																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">工種</th> <th style="width: 16.6%;">種別</th> <th style="width: 16.6%;">細別</th> <th style="width: 16.6%;">単位</th> <th style="width: 16.6%;">数量</th> <th style="width: 16.6%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						工種	種別	細別	単位	数量	備考																							
工種	種別	細別	単位	数量	備考																														
3 仮設備関係 ・仮設備の引渡し・引継ぎの有無	対象の有無																																		
	無																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">仮設備内容</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>引渡し・引継期間</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>条件等</td> <td> </td> </tr> </table>						仮設備内容		引渡し・引継期間		条件等																								
仮設備内容																																			
引渡し・引継期間																																			
条件等																																			
・仮設備の構造・施工方法の指定の有無	対象の有無																																		
	無																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">仮設備内容</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>施工方法</td> <td> </td> </tr> </table>						仮設備内容		施工方法																										
仮設備内容																																			
施工方法																																			
・仮設備の設計条件の指定の有無	対象の有無																																		
	無																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">設計条件</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> </td> </tr> </table>						設計条件		その他																										
設計条件																																			
その他																																			

第11条 建設副産物関係

1 土取り場 ・土取り場箇所の有無 土取り場は、別添「位置図」に示す箇所とし、採取予定量は以下のとおり。	対象の有無																																											
	無																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>地先名</th> <th colspan="2">採取量（地山）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所名	地先名	採取量（地山）		備考				m3					m3																													
箇所名	地先名	採取量（地山）		備考																																								
			m3																																									
			m3																																									
2 発生土（搬入） ・発生土の搬入予定工事の有無 本工事では、以下の工事からの発生土の搬入を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。	対象の有無																																											
	無																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬入元工事名</th> <th colspan="4">搬入期間</th> <th colspan="2">搬入量 (盛土換算数量)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>から</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>から</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	搬入元工事名	搬入期間				搬入量 (盛土換算数量)		備考		平成	年	月	から		m3			平成	年	月						平成	年	月	から		m3			平成	年	月							
搬入元工事名	搬入期間				搬入量 (盛土換算数量)		備考																																					
	平成	年	月	から		m3																																						
	平成	年	月																																									
	平成	年	月	から		m3																																						
	平成	年	月																																									
3 土捨て場 ・土捨て場箇所の有無 土捨て場は、別添「位置図」に示す箇所とし、捨土予定量は以下のとおり。	対象の有無																																											
	無																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>地先名</th> <th colspan="2">捨土量（地山）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所名	地先名	捨土量（地山）		備考				m3					m3																													
箇所名	地先名	捨土量（地山）		備考																																								
			m3																																									
			m3																																									
4 発生土（搬出） ・発生土の搬出予定工事の有無 本工事では、以下の工事へ土量の搬出を予定する。	対象の有無																																											
	無																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出元工事名</th> <th colspan="4">搬出期間</th> <th colspan="2">搬出量 (盛土換算数量)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>から</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>から</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	搬出元工事名	搬出期間				搬出量 (盛土換算数量)		備考		平成	年	月	から		m3			平成	年	月						平成	年	月	から		m3			平成	年	月							
搬出元工事名	搬出期間				搬出量 (盛土換算数量)		備考																																					
	平成	年	月	から		m3																																						
	平成	年	月																																									
	平成	年	月	から		m3																																						
	平成	年	月																																									
5 建設副産物 ・指定副産物の処理の有無 工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、以下の場所に搬入することとし、指定されている以外の施設で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。	対象の有無																																											
	無																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>副産物名</th> <th>搬入再資源化施設名</th> <th>搬入場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考																																							
副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考																																									

6 建設廃棄物

- 指定廃棄物の処理の有無

工事の施工により発生する指定廃棄物は、以下の場所に搬入する。

副産物名	受入場所	受入時間帯	備考

※ 再生資源化等施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

対象の有無

無

第12条 工事支障物件等関係

1 占用支障物件			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用支障物件の有無 			対象の有無
管 理 者		ガス	無
位 置		電気	無
移 設 時 期		電話	無
工 事 方 法 等		上水道	無
		下水道	無
		その他 ()	無
2 占用物件との重複施工			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用物件との重複施工の有無 			対象の有無
管 理 者		ガス	無
位 置		電気	無
工 事 内 容		電話	無
期 間		上水道	無
		下水道	無
		その他 ()	無

第13条 薬液注入関係

1 薬液注入を行う場合

・薬液注入の有無

薬液注入を行う場合は、「薬液注入工法に係る条件明示事項等について（共通仕様書Ⅲ参考資料）」によるものとする。

◆契約時に明示する事項

(1) 工 法 区 分

(2) 材 料 種 類 ①

②

③

(3) 施 工 範 囲 ①

②

(4) 削 孔 ①

②

③

(5) 注 入 量 ①

②

(6) そ の 他

◆施工計画打合せ時等に受注者から提出する事項

(1) 工 法 関 係 ①

②

③

④

(2) 材 料 関 係 ①

②

③

対象の有無

無

2 周辺環境影響調査

・周辺環境への調査の必要性の有無

調 査 項 目	
採 取 地 点	
採 取 回 数	
備 考	

対象の有無

無

第14条 その他							
1 現場発生品 ・現場発生品の引渡条件の有無 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">数量</th> <th style="width: 33%;">保管・仮置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	数量	保管・仮置場所				対象の有無
	種類	数量	保管・仮置場所				
無							
2 凍結抑制剤散布 ・現場周辺路面の凍結抑制剤散布の有無 路面凍結の恐れがある場合、凍結抑制剤を散布すること。 なお、凍結抑制剤は受注者の負担とする。	対象の有無						
	無						
3 木材使用量の報告 ・「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」（以下「行動計画」という。）の趣旨（木材の利用による地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成等）に鑑み、木材を使用した場合は、以下の事項を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を監督職員に提出すること。 ① 木材の概算使用量の合計（m ³ ） ② 木材を使用した工種のうち、最も多く使用した工種名（1工種） （工種名については、木材の利用事例として今後の行動計画の推進に活用するもの。） ・木材を使用する工種の例は以下のとおり。 仮設工（丁張材、仮設防護柵の横桁等）、型枠工、法面工（伐根材等を植生基材として利用した法面吹付工）、木工沈床工等 ・行動計画の詳細については、以下のホームページ「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」を参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/ringyou/mokuzai/mokuzairivo/003982.html 《岩手県トップページ⇒産業・雇用⇒林業⇒木材⇒木材利用⇒岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画》	対象の有無						
	無						

第14条 その他

4 現場代理人の兼務

・ 本工事は、東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い（平成23年10月28日付け総務第177号。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づく現場代理人兼務対象工事であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

・ 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い1に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

なお、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

(2) 兼務できるのは、2件の工事場所が同一の振興局等の範囲内にある場合に限る。

振興局等地区	所管区域(市町村)
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢市 紫波町 矢巾町
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町
花巻地区	花巻市 遠野市
北上地区	北上市 西和賀町
一関地区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町
宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

・ 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

・ 手続き

(1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

<http://www.pref.iwate.jp/nvuusatsu/kouji/18007/030714.html>

《岩手県トップページ⇒県政情報⇒入札・コンペ情報⇒県営建設工事入札⇒各種資料⇒東日本大震災に伴う特例》

対象の有無

無

5 労働者確保に要する間接費の実績変更

対象の有無

無

- ・ 本工事は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」対象工事である。
- ・ 本工事は、土木工事標準積算基準（港湾工事積算基準）に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、以下に基づき追加費用を計上している。

	「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）
	「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について」（平成26年2月7日）

※いずれかに「○」を記入すること。

- ・ ただし、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、土木工事標準積算基準書（港湾工事積算基準）により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

① 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

② 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ・ 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

- ・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。
- ・ 発注者は、「間接費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（以下「実績変更対象費（率式）」という。）を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
- ・ 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- ・ 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- ・ 詳細については、「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

<http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/017648.html>

《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒【土木工事(改定)】労働者確保に要する間接費の実績変更について》

<p>6 施工箇所が点在する工事の積算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『〇〇地区（施工箇所〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下「対象地区」という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。 <p>なお、共通仮設費及び現場管理費の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注) 『〇〇地区（施工箇所〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積上げる地区及び橋梁名等を記載する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">対象の有無</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">無</p>
<p>7 工事請負契約締結後における単価適用年月変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。 本工事は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象工事である。 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知（設定）している最新の設計単価資料（「土木関係設計単価表」をいう。）の設計単価に変更するものとする。 設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等是不変更しないものとする。 単価適用年月の変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 請求日時点で出来高が発生している工事。 ② その他発注者が適用除外と認めた工事。 詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005596.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒【拡大運用】工事請負契約締結後における単価適用年月変更について》 	<p style="text-align: center;">対象の有無</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">有</p>

8 遠隔地からの資材調達に要する輸送費	対象の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上できるものとする。 ・ 対象となる資材は、生コンクリート、石材（砕石、捨石、被覆石等）、仮設材とする。 ・ 輸送費の算出は、工事場所から資材製造地区境までの距離に応じた輸送費を契約変更で計上する。 ・ 輸送した資材は、資材製造地区の設計単価による契約変更とする。 ・ 輸送費を契約変更で計上するには、受注者は発注者に事前に必要事項を通知して了解を得ることとし、了解を得た場合に限り、実績に応じて輸送費を請求できるものとする。 ・ 輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」と併用できるものとする。 ・ 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 共通仕様書第1編1-1-1-8工事の着手の規定に違反した工事。 ② 受注者が、輸送費を請求する意志を、事前に書面により発注者に通知していない工事。 ③ その他発注者が適用除外と認めた工事。 ・ 詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/018461.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒(改正・土木工事)遠隔地からの資材調達に要する輸送費について》 	<p>有</p> <p>※原則として全ての工事が対象</p>

第14条 その他															
9 その他の特記事項 ・ その他の特記事項の有無	対象の有無														
	無														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特記事項</th> <th>特記事項の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	特記事項	特記事項の内容													
特記事項	特記事項の内容														
10 疑義 ・ 本工事及び本特記仕様書に関して疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。															

共通仕様書 補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち、主なものは以下のとおりであり、提出区分の欄が、「■」となっているものは、本工事に伴い提出しなければならない書類である。

なお、書類の様式は、共通仕様書で定める様式による。

提出区分	名 称	提出期日	部数	仕様書条項	備 考
<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書	別途指示	1部	共仕第3編3-1-1-2	
<input checked="" type="checkbox"/>	工 程 表	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-3	契約書別記第3条
<input checked="" type="checkbox"/>	施工計画書	工事着手前及び必要の都度	2部	共仕第1編1-1-1-4	1部は返却
<input type="checkbox"/>	コリンズ (CORINS) 登録内容確認書	「登録内容確認書」が届いた際、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-5	提出は「写し」
<input checked="" type="checkbox"/>	施工体制台帳	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
<input checked="" type="checkbox"/>	施工体系図	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
<input type="checkbox"/>	再生資源利用計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-18	施工計画書に添付
<input type="checkbox"/>	再生資源利用促進計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-18	施工計画書に添付
<input type="checkbox"/>	確認・立会願	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-6	
<input type="checkbox"/>	段階確認書 (確認後のもの)	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-6	
<input checked="" type="checkbox"/>	出来形数量	別途指示	1部	共仕第3編3-1-1-7	「土木工事数量算出要領 (案)」及び「設計図書」
<input checked="" type="checkbox"/>	工事写真	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-9	「写真管理基準」
<input type="checkbox"/>	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-23	「土木工事施工管理基準及び規格値」
<input type="checkbox"/>	履行報告書	毎月1回 (監督職員の指定日)	1部	共仕第1編1-1-1-24	契約書別記第11条
<input type="checkbox"/>	安全訓練等の実施状況	必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-26	
<input type="checkbox"/>	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	完成時まで	1部	共仕第3編3-1-1-16	実施した場合に提出
<input checked="" type="checkbox"/>	事故報告書	事故発生時	1部	共仕第1編1-1-1-29	
<input type="checkbox"/>	工事用道路に関する計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-32	着工前の場合、施工計画書の中で記載しても可
<input type="checkbox"/>	工事使用材料の品質証明資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕第2編第1章第2節	

事前協議チェックシート〔情報共有システム（ASP）〕

(ASP:Application Service Provider)

1 協議実施日等

協議実施日	平成	年	月	日
出席者	発注者			
	受注者			

2 情報共有システムの取扱い

(1) 情報共有システム利用実施区分

項目	チェック	実施区分
情報共有システム利用区分	<input type="checkbox"/>	情報共有システムを利用する
	<input type="checkbox"/>	情報共有システムを利用しない

※ チェック欄は、いずれか該当する区分に「○」を記入すること。

なお、情報共有システムを利用しない場合、以下の記載は必要ない。

(2) 情報共有システム利用諸条件

利用開始日	平成	年	月	日
発注者必要ID数 (例: 5ID)		ID	↓ワークフロー機能対象者○、非対象者×	
発注者	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
受注者必要ID数		ID		
受注者	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
1データ当りの最大容量		MB以内	(設定が必要な場合に記載)	
全データの最大合計容量		GB以内	(設定が必要な場合に記載)	
その他特記事項				

(3) 情報共有システム利用対象機能

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
工事基本状況管理機能		コリンズファイルインポート		○	
掲示板機能		記事・コメント機能の利用	○	○	
スケジュール管理機能		監督職員のスケジュール登録	○		
		受注者のスケジュール登録		○	
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		施工計画書 (変更含む) ※打合せ簿の様式で提出		○	
		確認・立会依頼書		○	岩手県様式が好ましい
		段階確認書		○	岩手県様式が好ましい
		工事打合簿 (指示)	○		岩手県様式が好ましい
		工事打合簿 (承諾)		○	岩手県様式が好ましい
		工事打合簿 (協議)		○	岩手県様式が好ましい
		工事打合簿 (提出)		○	岩手県様式が好ましい
		工事打合簿 (届出)		○	岩手県様式が好ましい
		工事打合簿 (その他)		○	岩手県様式が好ましい
		材料確認願		○	岩手県様式が好ましい
		工事履行報告書		○	岩手県様式が好ましい
		事故関係書類	○	○	
		関係官庁協議資料	○	○	
		近隣協議資料	○	○	
	施工体制台帳		○		
	施工体系図		○		

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。

(3) 情報共有システム利用対象機能 (続き)

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		再生資源利用実施書 (建設資材搬入工用)		○	
		再生資源利用促進実施書 (建設資材搬出工用)		○	
		再生資源利用計画書 (建設資材搬入工用)		○	
		再生資源利用計画書 (建設資材搬出工用)		○	
		出来形管理帳票		○	
		品質管理帳票		○	
		完成図面		○	
		工事写真		○	
		参考図		○	
		その他のデータ	○		
				○	

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。